

会計手続と金融方法（昭和27年5月）

会計手続と金融方法

行政協定第25条に定める日本国政府が負担する資金の支出、合衆国政府が負担する資金の支出等の会計手続及び金融手続について、昭和27年5月の日米合同委員会において次のように合意されている。

1. 行政協定第25条に定める日本国政府が負担する資金の支出
 1. 行政協定第25条に従って、日本国が負担する資金を支出することを唯一つの目的とする独立した一つの合衆国支出局を設立し、これを（合衆国陸海空軍）合同合衆国出納部と称する。合同合衆国支出部の責任をとる支出官吏を合衆国円勘定支出官と称する。
 2. 支出局は、合衆国国庫の承認をうけてから、行政協定第25条に従って日本国政府が負担する資金から支出する経費の凡ての小切手の支払を行うことを目的として、日本銀行に制限付預金勘定を設けるものとする。必要とされる場所には当支出局の支局を設ける。この勘定からの支出は、日本国における標準慣行に妥当な考慮を払い、合衆国会計監査院が要求する標準に合致するものとする。合同委員会の日本国委員は、政府専門家の援助及び合衆国の当局の協力を得て特別勘定を監査することができる。
 3. 日本国政府が合衆国円勘定支出官吏の特別勘定に予金する資金の経理については、合衆国の予算上の資金の経理手続と同一の手続によるものとする。
2. 在日合衆国軍の維持のために合衆国が負担する資金の支出
 1. 在日合衆国軍から居住者に対する支出は、凡て、日本の負担金から支払われるかあるいは合衆国が負担する資金から支払われるかに係らず、日本円でなされるものとする。在日合衆国軍の維持のため、合衆国が負担する資金の支出については、合衆国支出官吏が現に従っている手続によるものとする。
 2. しかし、横浜財務事務局、東京財務事務局及び極東空軍資材司令部財務事務局は日本銀行に制限付預金勘定を持つように指令されるものとし、その経理上の手続については、可能な限り1.の規定と同一の方法によるものとする。
 3. 市中銀行における円勘定の残高保有が悪影響を及ぼさないように、日本国政府の行う通貨金融政策には十分の考慮を払うものとする。
3. 合衆国日本駐留軍に所属する個人及びP・X等の使用する円を取得するための手続
 1. 合衆国の個人及びP・X等に日本円を提供するため、合衆国支出官は、通常の場合は、2週間分の所要額を越えない額の日本円を、米ドルをもって買入れることが認められる。行政協定第25条に基き日本政府が合衆国軍隊に円を提供する場合の換算率は、合衆国支出官が日本政府からの円を買入れ、合衆国日本駐留軍に属する個人及びP・X等を含む諸機関に円を売却する場合の換算率とする。
 2. 上記支出官は上記の資金を認められ、限定された受託所に保持することをみとめられる。日本に在る民間銀行も上記の受託所となることができる。但し、日本銀行の支店又は代理店が同程度に便宜な場所にある場合には、当該支店又は代理店を用いるものとする。
 3. 行政協定の規定に基づき軍事銀行施設として指定された米国金融機関は、近辺の合衆国支出官の資金を保持し、または軍票の使用をみとめられた個人に、日本円を売却することができる。
 4. 買戻し
日本政府は、書面をもって、日本円の合衆国ドルへの換算率の変更がある日に先立つ30

日期間において合衆国軍隊がドルをもって取得した円に等しい額の円を、合衆国日本駐留軍が支払った価格をもって合衆国ドルを買い戻すことに同意する。但し、前記の買戻しは合衆国支出官及びドルをもって取得された円資金たる合衆国の準公的資金の管理者が管理する上記の額のうち当該換算率の変更のある日の前日における未使用の残額を越えてなされてはならない。

5. 借越し

合衆国合同支出官を含む合衆国支出官は、借越しを避けるため、当該支出官の諸種の勘定に十分な資金を保持するものとする。しかしながら、上記合衆国支出官の保持する諸勘定あてに振出された小切手の支払が借越しの結果となる場合においては、日本銀行又は当該小切手が振出された相手方の銀行は、最も迅速な方法により支出官と連絡し、支出官が当該小切手に対する手当をなすための時間を与えるものとする。合衆国は、認められた合衆国支出官により、日本銀行に保持される諸勘定あてに正当に振出された小切手の支払いの結果生じたいかなる借越しについても、日本銀行に対し責任を負うものとする。